

重要経済安保情報保護活用委員会の構成等について

令和7年5月16日
内閣総理大臣決定
令和7年7月10日
一部改正

重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和7年1月31日閣議決定）第6章第1節の規定に基づき、重要経済安保情報保護活用委員会の構成その他必要な事項を次のとおり定める。

- 1 重要経済安保情報保護活用委員会の構成は、次のとおりとする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

委員長	内閣府特命担当大臣（経済安全保障）
委員長代理	経済安全保障を担当する内閣府副大臣
副委員長	経済安全保障を担当する内閣府大臣政務官
委員	国家安全保障局長
	内閣官房副長官補（内政担当）
	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）
	内閣情報官
	内閣サイバー官
	内閣府事務次官
	警察庁長官
	金融庁長官
	デジタル審議官
	総務事務次官
	法務事務次官
	公安調査庁長官
	外務事務次官
	財務事務次官
	文部科学事務次官
	厚生労働事務次官
	農林水産事務次官
	経済産業事務次官
	国土交通事務次官
	海上保安庁長官
	環境事務次官
	原子力規制庁長官
	防衛事務次官

- 2 前項に定めるもののほか、重要経済安保情報保護活用委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 「重要経済安保情報保護活用準備委員会の開催について」（令和6年6月10日内閣総理大臣決定）は廃止する。

2 この決定は、令和7年5月16日から施行する。